

# 志布志市 No35 農業委員会だより

令和8年7月



■ 編集・発行 志布志市農業委員会 編集責任者: 萩迫 修作  
住所 志布志市有明町野井倉1756 TEL099-474-1111(内線221)

## 「農地バンク」を活用し、大切な農地を未来へつなげませんか？

### 農地を貸す人(出し手)のメリット

- **安心・確実な賃借**：公的な機関が借主となるため、賃料の未払いリスクがなく、契約期間終了後は確実に農地が戻ってきます。
- **管理手間の解消**：農地の管理（草刈りなど）が不要になり、借り手探しや契約手続きの手間も軽減されます。
- **税制上の優遇措置**：一定の要件を満たして10年（または15年）以上貸し付けると固定資産税が3～5年間、1/2に軽減される場合があります。

### 農地を借りる人(受け手)のメリット

- **農地の集約・効率化**：分散した農地をまとめて借り受けすることができ、農業機械の移動や作業効率が大幅に向上します。
- **手続きの簡素化**：複数の地主と個別に契約する必要がなく、機構と一体の契約で農地を確保できます。
- **新規参入のしやすさ**：個人間では貸し借りが難しい場合でも、公的機関を通じて農地を確保しやすくなります。

農地中間管理権の設定を作成するため、令和8年度から貸す人・借りる人の設定  
申出書(新規・継続)の提出をお願いします。

## 「くらしと経営」に役立つ全国農業新聞の購読を

全国農業新聞は“農地を守り担い手を応援する”専門情報誌です。農業に関する最新情報を農家にわかりやすく紹介し、見やすい紙面で毎週お届けします。

1週間の農政の動きや現場で役立つ情報など、農業経営に欠かせない情報源として皆さまの購読をお願いします。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 月額900円(税・送料込み)

※購読申込みは、農業委員会事務局またはお近くの農業委員まで。



## 会長あいさつ

農業委員会だより第35号の発行に当たり、一言ご挨拶申し上げます。日ごろから、本市農業委員会の活動に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国際情勢の緊迫化や円安を背景とした燃油・資材価格の高騰はとどまることを知らず、さらに、一部農業資材の入手そのものが困難な状況も発生しており、先行きが見通せない二重苦に直面しております。

また、昨夏の記録的な猛暑に代表されるように、気候変動の影響も深刻さを増しております。高温や日焼けなどによる農作物への影響はもちろん心配ですが、ほ場での作業は、熱中症とも隣合わせです。こまめな水分・塩分補給など、さまざまな熱中症対策を講じて、自身のいのちを守る取り組みもお願いします。

このような状況の中、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって、本市の基幹産業でもある農業を守り育てる一助となるよう、良き相談役として、優良農地の確保と有効活用、担い手農家への優良農地の集積・集約化、新規就農者への支援、優良農地内の耕作放棄地の発生防止および解消に引き続き取り組んでまいります。



志布志市農業委員会  
会長 萩迫 修作

## 新たに農業委員、推進委員が加わりました

### 【農業委員】



【志布志地区】  
ありま さねひこ  
**有馬 實彦**  
☎090-1199-8273  
《帖》

### 【農地利用最適化推進委員】



【志布志地区】  
かまだ かつとし  
**鎌田 勝利**  
☎479-2050  
《内之倉》

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（欠員による任命、委嘱のため）

## 農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

志布志市内に農地を所有もしくは賃借され事業を展開している法人は、農地法第6条に規定する「農地所有適格法人の報告等」を毎事業終了後、3か月以内に報告書の提出が義務付けられています。期限内の提出をお願いします。

※報告書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

## あなたも農業委員・農地利用最適化推進委員になりませんか

本市では、令和8年度に農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が任期満了（任期3年）を迎えます。現在、20名の農業委員と16名の推進委員が活動しています。

### 農業委員の職務

農業委員会の総会での意思決定、農地の権利移動の許可および農地転用の審査業務、推進委員と連携した農地パトロールや将来的な農地利用に係る意向調査などを担います。

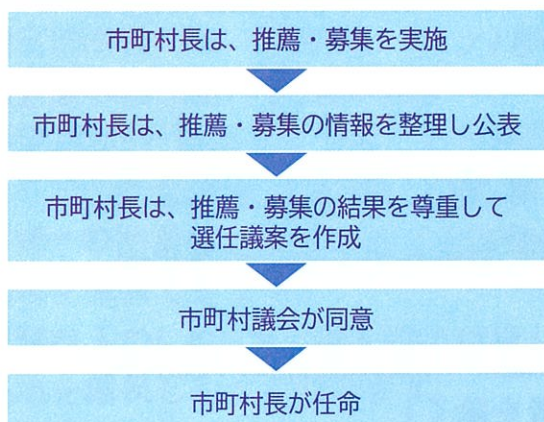
### 推進委員の職務

担当区域において現場段階で活動を行い、遊休化の防止や新規参入の促進、農業委員会と連携し、地域の農地を守る役目を担います。

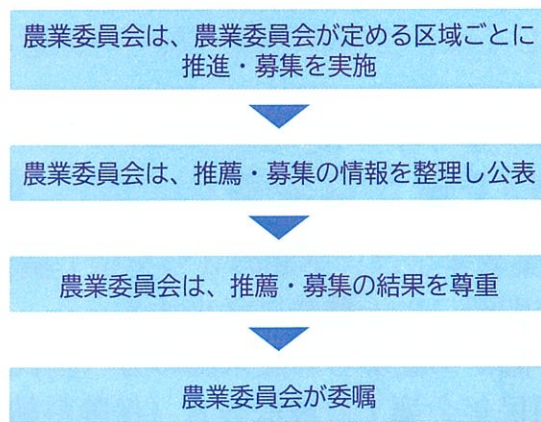
※募集期間や詳細は、今後、市報や市ホームページなどで周知します。



### 農業委員の選任方法



### 推進委員の選任方法



## 志布志市農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公示）された賃貸借における賃借料（10aあたり）は、以下のとおりです。



	農地区分	平均額	最高額	最低額	参考データ数
田(水稻)	農用地内	12,200円	20,600円	3,900円	322件
畑(普通畑)	農用地内	8,700円	15,900円	3,500円	417件
樹園地(茶)	農用地内	23,500円	40,000円	7,700円	103件

なお、この賃借料情報は、賃借料決定の参考として提供するものです。賃借料は、対象農地の状況等に合わせて当事者同士で協議し、設定してください。

## 住所・名前の変更登記が義務化されています

令和6年からの相続登記の義務化に続き、令和8年4月から登記簿に記載されている所有者の住所や氏名に変更があった場合、その変更登記の申請が法律上の義務となりました。

住所や氏名に変更があった日から2年以内に、法務局へ変更登記の申請をお願いします。

### 対象となる方

農地や宅地、山林など、不動産の登記名義人となっている全ての方

**スマート変更登記でらくらく安心！ ※事前手続きが必要です。**

住所等変更登記が義務化されることと併せて、この義務化の負担軽減のため、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をするものです。

スマート変更登記を利用するためには「検索性情報の申出」が必要です。申出は、登記申請の際に併せて行う方法と申出のみを行う方法があります。

詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。



## 安いで豊かな老後のために農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、下記の3つを全て満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事する
- ② 年齢が20歳から60歳未満の方（国民年金の任意加入被保険者は65歳未満）
- ③ 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

※国民年金の付加年金への加入が必要です。

農業者年金で支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

また、保険料を月額2万円から1千円単位で決められます。（35歳未満で一定の要件を満たせば、月額1万円からでも加入できます。）

さらに、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直しができますので、ぜひ農業者年金への加入をご検討ください。

お知らせに関する問い合わせや相談は、農業委員会までお願いします。

## 志布志市農業委員会

（志布志市役所 有明庁舎2階）

事務局 ☎099-474-1111（内線221）

農地中間管理機構 ☎099-474-1111（内線225）

